



診療・介護報酬の改定10

性別適合手術が保険対象になったの？

体の性と心の性が一致しない「性同一性障害」(GID)の人が、体を心の性に合わせる「性別適合手術」。今回の診療報酬の見直しで4月から公的医療保険の対象となり、手術代の自己負担が原則1〜3割になった。高額療養費制度の対象にもなり、一定の負担ですむ。

GID学会理事長で岡山大学の中塚幹也教授は10年ほど前から、厚生労働省に保険適用を要望し続けてきた。「やっと風穴が開いた」と喜ぶ。「就職前に

性別を変えておきたい」と願う若者もいるが、経済的に余裕がなく、断念する人も多いという。手術代は医療機関ごとに異なるが、岡山大学病院なら、女性から男性に体の性を変えるため乳房を切除し子宮や卵巣も摘出すると、入院費も含めて約140万円かかる。

厚労省が方針を変えたのは、性的マイノリティーへの社会的認知が広がってきたことや、GIDの治療を手がける認定医が増えてきたことがある。

性別適合手術が公的保険で受けられる

医療機関の主な条件

- 性同一性障害学会の認定医が1人以上いる
- 20例以上の手術実績がある
- 形成外科、泌尿器科、産婦人科のいずれかがある

公的保険が適用される範囲

治療	適用
性別適合手術 性器の切除、子宮や卵巣の摘出など	○
精神科でのカウンセリング	○
ホルモン療法 筋肉量の増加、乳房がふくらむなど外見が変化	×
性別適合手術+ホルモン療法	×

2015年にGID学会が治療の安全性を確保するために「診療実績が20人以上」などを要件に認定医制度を創設。17年9月時点で10都道府県に計18人いる。

学会は2年ごろまでに都道府県ごとに診療拠点をつくら

れるよう、認定医を50人程度養成したい考えだ。

認定医に一定のメドはあったものの、現時点で公的保険で手術が受けられる医療機関はわずかだ。厚労省が公的保険で手術が受けられる医療機関について認定

医が在籍し、かつ「20例以上の手術実績がある」といった基準を設けたためだ。学会が3月の理事会で認定施設として承認したのは、岡山市の岡山大学病院と光生病院、山梨県中央市の山梨大学病院の三つとなった。

ホルモン療法が保険適用されなかった問題も残っている。適合手術と併用した場合は「混合診療」とみなされ、手術代も全額自己負担となる。多くの人は手術に至る前にホルモン療法を受けており、保険適用の恩

恵を受けられる人はまだまだ少なそうだ。

また、性別変更する人は年800人を超すが、手術後に元の性に戻したいと悩む人もいる。今の法律では適合手術を受けなければ性別変更できない。支援団体のNPO法人「共生社会をつくるセクシユアル・マイノリティ支援全国ネットワーク」の原ミナ汰代表理事は「性別を変えたくても、手術はしたくないという人もいる。手術が前提となっ

ている法律が問題だ」と話す。(水戸部(美))